

村民だより

No. 366

平成 8年 3月25日
東京都小笠原村役場
東京都小笠原村父島字西町
電話 2-3111

ごみ対策 特集号

いつまでも 美しい小笠原で あるために

「表にもとづいて分別し、決められた日の朝に、指定のステーションに出しておけば、持つて行ってもらえる」

これがごみに関しての、村民の皆様の一般的な感覚ではないかと思えます。しかし、これだけでも「分別方法」「収集日」「出す時間」「指定場所」と、四つの決まり(ルール)に基づいて、ごみを出している事になります。

小笠原村におけるごみ処理の方法は、父島に昭和46年3月、母島に昭和49年12月に清掃工場が完成して以来、残念ながら、少しも変わっていませんでした。逆に、事業系ごみの一部や建設廃材等を、屋外(洲崎及び評議平)で焼却するなど、後退しているとも言える状況です。

『何でもかんでも持ち込んで、屋外焼却を行う』洲崎や評議平の方法は、他に方法が無い現状ではやむを得ないとしても、本来、やってはならないごみ処理方法なのです。

人口の増加や、ライフスタイルの変化に伴うごみ量の増加、ごみ

質の変化に、現在の清掃工場では対応しきれなくなっています。特に父島の清掃工場は老朽化が激しく、改修経費も増加しています。増大するごみを適正に処理し、村民の皆様が安心して快適な生活をするためには、村民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生を抑制し、減量化・資源化・再生利用を行う体制作りや、新たなごみ処理施設の整備が必要です。

このような課題を解決するため、小笠原村ではごみ会議を開催し、村民の声を清掃行政に反映させると共に、ごみ処理の長期計画である『ごみ処理基本計画』を策定しました。

小笠原村では、昭和40年代末にポンコツ車の島外搬出条例が作られ、リサイクル時代を先取りしたルールとして定着しています。もし、この条例が施行されていなければ、島内はポンコツ車であふれかえっているのではないでしょう。小笠原の環境を汚染させず、美しいまま次の世代に引き継ぐため、今、ごみ全般について、新たなルール作りが求められています。

平成8年度より、ごみ処理について、いくつかの新たな取組みを開始します。本特集号に概要を掲載してありますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

まず、ごみから変えよう。

目指そう！ リサイクル・アイランド 小笠原

空き缶缶リサイクルの 試行を開始します【父島】

父島では地域を限定し、空き缶リサイクルの試行を開始します。この取り組みを行うことにより、完全実施に向けてのデータ収集や、問題点の把握、リサイクルルートの確立などを図ります。

では、なぜ空き缶のリサイクルを行う必要があるのでしょうか？ブームだから開始するわけではありません。理由からご説明します。不燃ごみ(及び焼却不適ごみ)は、本来は焼却・減容ができません。新たに整備する父島ごみ処理施設にも、焼却工場と最終処分場を整備しますが、その最終処分場では火入れは出来ません。

かといって、何でもかんでも埋め立てていると、あつという間に最終処分場がごみで一杯になってしまい、谷と言ふ谷を全部、ごみの埋立地にしなければ間に合いません。島中を、ごみの埋立地にする訳にはいきません。

資源化できるものは内地に搬出し、ごみを減量化することにより、最終処分場をなるべく長く使えるようにする必要があります。

現代は、世界的にもごみの資源化、リサイクルが求められています。我が国においても、「廃棄物処理法」の改正や「容器包装リサイクル法」の施行により、リサイクルの促進が図られております。リサイクル出来るものは、極力再利用するという考え方が、求められる時代になってきました。捨て

ればごみですが、生かせば資源となります。アルミ缶やスチール缶の空き缶は、最も身近な資源と言えるでしょう。

また、アルミは『電気の缶詰』と言われるように、原料鉱石のボーキサイトからアルミを精製する際に、大量の電力を必要とします。ところが、回収されたアルミを原料にして、アルミ缶を再生すると、電力消費量は百分の三、たったの3%で済むのです。地球規模で環境問題が議論されるようになってきましたが、こういった幅広い面からも、リサイクルは有効です。

【集める対象】

アルミ缶とスチール缶(混合回収)

【回収ルール】

- 1 飲み残しをしない。残った中身は流しに捨てる。
- 2 空き缶を灰皿にしない。
- 3 空き缶にごみを詰込まない
- 4 空き缶は残り水などで軽くゆすいで、水を切る。
- 5 空き缶はつぶさない。
- 6 空き缶はレジ袋などから出してコンテナに入れる。
- 7 コンテナには、ビンなど他の不燃ごみを入れない。

【回収場所・時間など】

父島では、アパートや住宅地のごみステーションに黄色い空き缶リサイクルコンテナを配置します。実施区域となる皆様には、コンテナ配置日、配置時間、回収時間などを、別途お知らせいたします。

集めたぞ！ 一五二五六本

母島中学校が
アルミ缶を回収

母島中学校では、昨年の一月以来、生徒会活動として、アルミ缶の回収を行ってきました。これは、昨年の卒業生が「アルミのリサイクルで熱帯雨林を守ろう」という事で始り、約一年間で一万五千二百五十六本ものアルミ缶が回収されました。これは、生徒たちを中心に、小学生、保護者の方々、地域の皆様のご協力があつて初めて達成できた本数かと思えます。

家庭から出た空き缶のストックをはじめ、小岸壁入口の「空き缶回収かご」の管理、投げ捨てられた空き缶の回収。中をゆすいで乾燥させ、学校に持ち寄ってプレス作業。つぶした缶の保管から搬出に至るまで、大変な作業となりました。

アルミ缶一本は約18グラムですから、二百八十キログラム弱のアルミが回収されたことになります。母島の中学生らによって回収されたアルミ缶は、三月三日のはじめに父島に運ばれ、「空き缶リサイクル作業場」に収納・保管されました。父島で回収するアルミ缶と合せ、一トン程度にまとめ、内地に搬出の予定です。

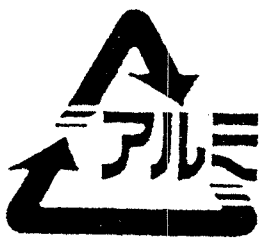
母島中学校のアルミ缶回収につきましては、アルミ缶リサイクル協会から、回収袋や資料の提供など、ご協力をいただきました。紙面をお借りしお礼申し上げます。

スチール缶の表示



あき缶はリサイクルへ

アルミ缶の表示



あき缶はリサイクルへ

母島中学校生徒会の皆さんと、アルミ缶を収めたコンテナ。

ごみ袋半透明化
について「父島母島」

ごみ袋の半透明化については、小笠原村ごみ会議において検討されてきましたが、半透明化の目的からご説明いたします。

①可燃ごみ中の不燃ごみ、不燃ごみ中の可燃ごみを、袋の外からもう一度確認することにより、ごみの分別の徹底を図ります。
②分別が徹底されることにより、燃えるごみの完全な焼却処理と最終処分場の延命を図り、ごみの減量化を図ります。
③ごみを積み込む時、黒い袋だと中身が見えず、持ち上げて振つてみないと、可燃ごみか不燃ごみか、判断がつきません。収集の効率化を図ります。
④黒いごみ袋は太陽熱を吸収し、破れやすくなります。収集の効率化を図ります。
⑤中が見えない袋は、割れたガラスや刃物など危険物が入っていた場合、大怪我をする事があります。作業の安全を確保します。

『容器や袋に関するごみの出し方のルール』は表のとおりとなりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ごみ袋の半透明化は、一時に実施するのではなく、徐々に切り換えを行いたいと考えております。実施に至るスケジュールは、次のとおりです。

4～8月 広報・周知期間
・村民だよりなどで広報をいたします。

容器や袋に関する
ごみの出し方のルール
(最終的に目指すルールです。)

- ◎お奨めの出し方。
○使用できます。
×使用できません。

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ (焼却不燃ごみ)
ふた付き容器 (ポリバケツ)	◎	◎
東京都推奨半透明袋 (炭酸ガシム入り)	◎	◎
透明・半透明ポリ袋 (塩化ビニール袋除く)	○	○
中身の見えない袋等 (黒い袋、段ボール箱、紙袋など)	×	×
レジ袋 (透明・半透明袋) 白いレジ袋を含む	○	○
レジ袋 (不透明袋) 中身の見えない袋	×	×

・各自治会や団体、商店の皆様
に協力依頼をいたします。

9月以降 切換・経過期間

・表に基づき、なるべく半透明袋をご使用願います。

・取り残しはいたしません。

・排出状況を見ながら、完全実施の時期を検討します。

・完全実施時期は、今のところ

来年4月を予定しています。

レジ袋のごみ袋使用については、

ごみ会議において話題となりました。

が、最近では、焼却しても塩化

水素などの有害ガスが発生しない、

ポリエチレン製の袋が出回るよう

になってきましたので、例外的に、

透明・半透明(白い袋を含む)の

レジ袋に限り、ごみ袋使用可とい

たします。

半透明ごみ袋を使用される場合、

中にビンや缶などの不燃ごみを入

れた、故意の二重袋でない限り、

見られたくない物を、紙袋や新聞

紙に包んで入れてもかまいません。

東京都では、『自分のバッグで

お買物』—マイバッグキャンペーンを展開しています。レジ袋をは

じめ、『すぐにごみになるものは、

なるべく使わない、受け取らない』

という、ライフスタイルを確立し

たいものです。

父島でも母島でも、商店には半

透明ごみ袋が置いてありますので、

お買い置き黒い袋をお持ちの方

は、なるべく早めに使い切り、新

たにごみ袋を購入の際は、半透明

ごみ袋をお求め下さい。島内の次

の商店で取り扱っています。

父島 小祝商店

消費生活協同組合

パイヤーマート

美津ストアー (近日入荷)

母島 前田商店

漁協売店

農協売店

洲崎処分場に 管理人駐在「父島」

父島では、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ(厨芥類を中心)を、振分山の清掃工場で焼却しています。洲崎の処分場では、振分山の清掃工場では処理できない、次の廃棄物を処理しています。

- ・ 家庭系及び事業系可燃ごみ
- ・ 事業系可燃ごみの一部
- ・ 建設廃材、剪定木など

しかし、冒頭にも記しましたが、『野焼方式』の処理は、本来、やっつけはならないごみ処理方法です。父島では、火葬場付近に新たなごみ処理施設の整備を計画しています。このごみ処理施設には、焼却工場と最終処分場(埋立地)を整備しますが、最終処分場については、現在の洲崎のような使い方はできません。野焼をしないで、最低、15年間は使用しなければならぬ処分場となります。

燃やせるものは焼却処理し、リサイクルできる物はプレス処理後に島外搬出し、どうしても処理できないものや焼却灰だけを、最終処分場に埋立てることになります。新たな施設を計画するにあたり、ごみの内容や発生量を継続して正確に把握する必要があります。

残念ながら、洲崎の処分場には、いまだに無断持ち込みが絶えず、また、柵をしてあるにもかかわらず、せつかく焼却処理した灰の上に新たなごみを投げ入れるなど、いい加減な使用が後を断ちません。幸い、最近では火入れ後の火事は起こっていませんが、危険な状態にあります。

四月以降は、持込みごみのデータ把握(内容及び量)と、処分場の安全管理を図るために、左記の「洲崎での受付日時」の間、管理人を駐在させます。駐在時間中は、ごみ持込みは受付けません。

持込み方法
1 必ず、事前に役場に届け出て、ごみのチェックを受け、許可書を受け取って下さい。
2 洲崎では、許可書を提出し、投棄場所の指示を受けて下さい。許可書が無いと、投棄できません。

受付日時
● 役場での申請日時
受付日 月～金(祝祭日除く)
時間 8時～12時 及び 13時30分～17時
● 洲崎での受付日時
受付日 月～土(祝祭日除く)
時間 8時～17時
● 次の日時には、原則として持ち込めません。
日曜日及び祝祭日
17時～翌朝8時

使用許可基準
別添の洲崎処分場使用基準によります。よくお読みの上、持込み申請をして下さい。長尺物の切断や大きな物の破砕について、お願いをする場合があります。

清潔は村のほんり！
清潔は一人一人が担当者

鉄屑(スクラップ)の 取扱い「父島母島」

工事や建物解体などで出た鉄屑(スクラップ)は、今後、原則として洲崎や評議平では受付けません。必ず、島外搬出して下さい。使わなくなった建設重機(ブルドーザー、パワーショベル等)も、ポンコツ車条例の対象とはなっていないませんが、早めに解体の上、鉄屑として島外搬出して下さい。

引取先等でお困りの業者は、村民課産業観光係へご相談下さい。また、工事を発注する側も、鉄屑(スクラップ)は島外搬出するように、発注の際、指示をお願いします。

ごみを0に近づける
3つのR

生活の中で、心掛けよう！

減らす
すぐごみになるものは、最初から使わない。
再使用する
すぐにごみにしないで、繰り返し使う。
再生する
ごみにしてしまわないで、資源化する。

リデュース
Reduce
リユース
Reuse
リサイクル
Recycle

フロンガス回収 について「父島母島」

冷蔵庫やエアコンに使われている、フロンガスによるオゾン層の破壊が、地球規模の問題となつていきます。オゾン層が破壊されることにより、有害な紫外線が地球に到達し、皮膚がんの原因になるなど、地球規模の環境破壊物質です。フロンガスについては、国レベルによる製造規制の動きに加え、各自自治体などによる回収が課題となつていきます。

小笠原村では、平成6年度中より、フロンガスの回収を実施しています。冷蔵庫やエアコンを廃棄する場合には、次の点にご協力下さい。

- 1 エアコンを取外す場合、なるべくフロンガスを大気中に放出させないよう工事をして下さい。
- 2 エアコンや冷蔵庫を洲崎や評議平に持込む時には、事前に届け出て、ストック場所の指示を受けて下さい。

ポンコツ車処理 料金金改訂「父島母島」

ポンコツ車の処理料金が改訂され、5月の搬出日より適用されます。これは、解体後の金属以外の部品(プラスチック、スポンジ等)の処分費が、産業廃棄物の処理に関する規制が厳しくなったことにより値上げされた事と、共勝丸のポンコツ車海上輸送費が、10年来

据え置きであったため、見直しを行うものです。

今回の処理料金改訂では、業務用車両(レンタルバイク含む)のみ、値上げが行われます。個人所有車両(原動機付自転車含む)については、村補助金をアッパせ、実質的な所有者負担の増はありません。

《ポンコツ車処理料金表》
平成8年4月改訂 (一) 旧料金

	補助対象車	業務用車
原付～125ccバイク	3,000	8,000 (5,000)
150cc以上バイク	5,000	10,000 (7,000)
軽自動車～1500未満	20,000	32,000 (22,000)
同 自走不能車	25,000	37,000 (27,000)
1500以上普通自動車	23,000	35,000 (25,000)
同 自走不能車	28,000	40,000 (30,000)
2ト車迄(トラック、バス等)	—	59,500 (49,500)
同 自走不能車	—	64,500 (54,500)
2.1ト車迄(ダンプ、ミキサー)	—	66,500 (56,500)
同 自走不能車	—	71,500 (61,500)

村役場ホール及び母島支所で
空き缶リサイクル展開催中！

ごみに関するお問合せ・相談は
村民課産業観光係

母島支所庶務係

電話 二二二一四
三二二二一

ごみ分別表をお入用の方は、
ご連絡下さい。

平成8年 3月25日

洲崎処分場使用基準

小笠原村役場

1 洲崎処分場で処分することのできる廃棄物は、次のとおりです。

- ① 家庭系及び事業系の不燃ごみ (村が清掃事業で収集したもの)
- ② 家庭系及び事業系の粗大ごみ (同上)
- ③ 事業系の可燃ごみ (持込みごみ) _____
- ④ 事業系の不燃ごみ (同上) _____
- ⑤ 焼却処理できる産業廃棄物 (木材、剪定木等) _____

役場に事前の届け出が必要です。

* 別に『建設廃材 (産業廃棄物) 等の処分方針』があります。

2 投棄してはならない廃棄物は、次のとおりです。

悪臭やウジ・ハエの発生原因、のら猫の餌となるもの	生ごみ、特に魚のアラ、動物の骨など (村が収集します。袋に密閉しごみステーションへ)
ポンコツ車条例に基づくもの	廃車にした自動車、バイク、原動機付自転車 (ポンコツ車として、共勝丸で搬出して下さい。)
容器として再利用が可能なもの	ドラム缶、ボンベ類など (島に持込んだ者の責任で、島外搬出して下さい。)
スクラップとして処分可能なもの	鉄屑、自動販売機、建設重機など (スクラップとして、島外搬出して下さい。)
環境汚染を招くものや爆発する恐れのある危険物など	バッテリー、ニカド電池、重金属類、ボンベ類、 廃油、ガソリン、火薬類、発煙筒など (役場や、専門業者に相談して下さい。)
残土処分場に埋立てるもの	アスファルト、コンクリート、煉瓦、タイルなど (残土処分として、役場に申し込んで下さい。)

3 投棄する際の注意事項は、次のとおりです。

- ① 必ず、事前に役場に届け出て、ごみのチェックを受け、許可書を受け取ること。
- ② 洲崎処分場では、許可書を提示し、投棄場所の指示を受けること。
- ③ 焼却処分した灰の上や、開っているゲートから投棄しないこと。
- ④ 廃棄物は穴の中まで落とし込むこと。
- ⑤ 投棄してはならない廃棄物 (上記の表) は、持ち込まないこと。
- ⑥ 建設廃材については、『建設廃材 (産業廃棄物) 等の処分方針』を厳守すること。
- ⑦ 大村～洲崎までの都道に、ごみを落とさないこと。(帰りに必ず拾う!)
- ⑧ 細長いものは1m程度に切断し、大きな物は破碎してから持ち込むこと。
- ⑨ 灯油缶、塗料缶など、中が空洞になっているものは、圧縮してから持ち込むこと。
- ⑩ 投棄できる曜日は、祝祭日を除いた月曜～土曜日まで。
(日曜、祝祭日など、管理人のいない時には、持ち込まないで下さい。)
- ⑪ 投棄できる時間は、朝8時～夕方5時まで。時間に間に合わなかったら、翌日に持ち込むこと。
(夜間の立ち入りを禁止します。)
- ⑫ 申請者は事故の無いように注意し、責任をもって持ち込み、投棄を行うこと。